

★神戸町

自転車乗車用ヘルメットの購入



費用の一部を補助します！

令和6年4月1日以降に購入されたものが対象です。

★領収書の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。

ヘルメットの購入単価が分からない領収書、レシートでは、申請できません。

★窓口での受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分（年末年始の役場閉庁時を除く）です。

補助対象者（ヘルメット使用者）

全年齢を対象として、神戸町に住民登録のある方に対し、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

補助対象のヘルメット

下記のいずれかの安全基準の認証を受けている「**新品**」の自転車乗車用ヘルメット

※未使用品を含む中古品は対象外

※オークション、個人間売買、譲渡等は対象外



購入金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2（100円未満切り捨て）

1人1個当たり上限2,000円

※ヘルメット使用者1人につき同一年度1個（回）限り

※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く



補助金の申請から交付までの流れ

(1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。(レシートも可)

(2) 申請書等を神戸町役場総務課へ提出

※申請書兼請求書は、総務課窓口、町ホームページに用意しています。

※令和7年3月31日(月)より後には申請できません。

<提出書類>

- (1) 神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金
交付申請書兼請求書
- (2) 領収書原本又はレシート原本
(次の内容が記入されているもの)
 - ①領収日
 - ②領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ③購入店
 - ④品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)
- (3) 安全基準の認証が確認できるもの
- (4) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類

注意!

(3) 安全基準の認証が確認できる
もの

※保証書、取扱説明書、カタログ
の写し等の確認できるもの

(3) 補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日から概ね1か月半後の振り込みとなります。